様式

# 委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月29日

| | |
|---|---|
| 1. 執行機関の別 | 1: 都道府県知事・市区町村長等 |
| | ○ 知事　　◉ 市区町村長等 |
| 2. 都道府県名 | 千葉県 |
| 3. 市区町村名 | 鴨川市 |
| 4. 届出番号 | 3 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 65-1 |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | http://www.city.kamogawa.lg.jp/soshiki_ichiran/shiminseikatsu/gyomuannai/my_number/1490764560782.html |

執行機関名　鴨川市長

**ひとり親等の医療費助成に関する事務**

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|---|---|---|
| ①事務の名称 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 鴨川市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例(平成28年鴨川市条例第4号)による医療費、調剤費及び診療・調剤報酬証明手数料の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| ②番号法別表第1の項 | 45 | |
| ③番号法別表第2の項 | 65 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 鴨川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年鴨川市条例第23号)別表第1第3の項<br>鴨川市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例(平成28年鴨川市条例第4号)による医療費、調剤費及び診療・調剤報酬証明手数料の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第一条 | 鴨川市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例(平成28年鴨川市条例第4号)第1条 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | 第一条　この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。 | 第1条　この条例は、ひとり親家庭の父母等に対し、医療費、調剤費及び診療・調剤報酬証明手数料の一部についての助成金(以下「医療費等助成金」という。)を支給することにより、ひとり親家庭の父母等の福祉の向上を図ることを目的とする。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 鴨川市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例(平成28年鴨川市条例第4号)<br>鴨川市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則(平成28年鴨川市規則第17号) |